○関東地方整備局告示第二百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	日立市滑川町二丁目四六二番から同市滑川町二丁目四八七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月三十日

○関東地方整備局告示第二百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市鬼高三丁目七六一番三地先から同市鬼高三丁目七六〇番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月三十日

○関東地方整備局告示第二百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市東大和田一丁目四八二番一地先から同市稲荷木一丁目五〇五番七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月三十日

○関東地方整備局告示第二百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	松戸市下矢切字東台三二番八から同市下矢切字東台三一番一六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月三十日

○北陸地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市大字青海字向山四四八九番三八から同市大字歌字浜山九七〇番二まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月三十日

○中部地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百一号	愛知県海部郡飛島村大字梅之郷字中梅六七番一から同村大字渚八丁目八九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月三十日

○近畿地方整備局告示第百二十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年六月三十日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構プラン21

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	河合　稿
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年五月三十一日

○近畿地方整備局告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年六月三十日　近畿地方整備局長　池内　幸司